利子等に対する源泉所得税

【重要性：A】

ＰＯＩＮＴ！

①　利子等に対する源泉所得税の内容を理解しよう！

②　仕訳をマスターしよう！

主な勘定科目

「受取利息」勘定（営業外収益）

「受取配当金」勘定（営業外収益）

「仮払法人税等」勘定（資産）

「法人税、住民税及び事業税（法人税等）」勘定（費用）

（１）受取時

利息や配当金等に対しては、その種類に応じて所得税等が控除（源泉徴収）されて支払われます。そこで、収益については**所得税等が控除される前の金額**で「受取利息」勘定（営業外収益）や「受取配当金」勘定（営業外収益）で処理します。所得税等の金額は法人税等の前払いになりますので「**仮払法人税等**」勘定（資産）で処理します。

例題　**当座預金口座に、A社株式に関する配当金16,000円（源泉所得税20%控除後）の入金があった。**

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
当座預金	**16,000**	**受取配当金**	**20,000**
仮払法人税等	**4,000**		

受取配当金：16,000÷(１－20%)＝20,000

仮払法人税等：受取配当金20,000×20%＝4,000

例題　**普通預金口座に、普通預金に関する利息8,500円（源泉所得税15%控除後）の入金があった。**

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
普通預金	**8,500**	**受取利息**	**10,000**
仮払法人税等	**1,500**		

受取利息：8,500÷(１－15%)＝10,000

仮払法人税等：受取利息10,000×15%＝1,500

（２）決算時

決算時に「仮払法人税等」勘定（資産）から、「**法人税、住民税及び事業税（法人税等）**」勘定（費用）に振り替えます。

例題　**利子等に関する源泉所得税5,500円を法人税等に振り替える。**

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
法人税等	**5,500**	**仮払法人税等**	**5,500**

課税所得の算定方法

【重要性：B】

ＰＯＩＮＴ！

①　会計上の利益と税務上の課税所得の違いを理解しよう！

②　課税所得の算定方法をマスターしよう！

（1）利益と課税所得

法人税等は実際には、税務上の利益相当額である「**課税所得**（かぜいしょとく）」に税務上の税率を乗じることによって算定されます。

会計上は、「収益」から「費用」を差し引いて「利益（税引前当期純利益）」を算定します。一方、税務上は、「益金（えききん）」から「損金（そんきん）」を差し引いて「課税所得」を算定します。

会計上の利益 ＝ 収　益 － 費　用

税務上の課税所得 ＝ 益　金 － 損　金

（2）差異

会計上の「収益・費用」と税務上の「益金・損金」はほとんど同じ概念ですが、目的の違いにより、その範囲や認識時点に多少の「差異」があります。会計は適切な経営成績や財政状態を表すことが主な目的ですが、税務は公平な税金徴収を主な目的としています。

会計上の「収益・費用」と税務上の「益金・損金」の差異には、以下の４つがあります。なお、差異がある場合には「税引前当期純利益」と「課税所得」は一致しません。

①**益金算入**：会計上は「収益」に計上していないが、税務上は「益金」になるもの
②**益金不算入**：会計上は「収益」に計上しているが、税務上は「益金」にならないもの
③**損金算入**：会計上は「費用」に計上していないが、税務上は「損金」になるもの
④**損金不算入**：会計上は「費用」に計上しているが、税務上は「損金」にならないもの

（３）差異の具体例

2級において出題可能性がある差異は以下のとおりです。

① 引当金繰入額

引当金は見積計上であるため、会計上で費用計上している引当金繰入額は、原則として税務上は損金になりません（**損金不算入**）。また、会社の規模や引当金の種類によっては一定の引当金繰入額の損金算入が認められており（**損金算入限度額**といいます）、会計上で損金算入限度額を超える引当金繰入額を費用計上している場合、その超過額は税務上は損金になりません（**損金不算入**）。

② 減価償却費

耐用年数や残存価額は見積もりであるため、税務上は算定方法を定め、税務上の減価償却費の金額（損金算入限度額）が決まっています。会計上で損金算入限度額を超える減価償却費を費用計上している場合、その超過額は原則として税務上は損金になりません（**損金不算入**）。

③ 受取配当金

配当は過年度の税引後利益を基に行われますが、受取配当金を益金とすると二重に税金が課せられてしまいます。そこで、会計上で収益計上している受取配当金は、原則として税務上は益金になりません（**益金不算入**）。

（４）課税所得の算定方法

課税所得は概念的には益金から損金を差し引いて算定しますが、実際には「税引前当期純利益」に差異を調整して算定します。具体的には、以下の式で算定します。

課 税 所 得 ＝ 税引前当期純利益 ＋ 益金算入 － 益金不算入

－ 損金算入 ＋ 損金不算入

例えば、受取配当金の益金不算入は、会計上は収益計上しています（税引前当期純利益に対してプラス）が、税務上は益金になりませんので、税引前当期純利益に対して減算します。また、引当金繰入額の損金不算入は、会計上は費用計上しています（税引前当期純利益に対してマイナス）が、税務上は損金になりませんので、税引前当期純利益に対して加算します。

例題　**当期の決算において税引前当期純利益は300,000円計上している。しかし、減価償却費の損金不算入額が20,000円あった。法人税、住民税及び事業税の税率40%として、当期の法人税、住民税及び事業税の金額を答えなさい。**

課税所得：税引前当期純利益300,000＋減価償却費の損金不算入20,000＝320,000

法人税、住民税及び事業税：課税所得320,000×税率40%＝128,000

（５）差異の解消

差異は、会計上の「収益・費用」と税務上の「益金・損金」の範囲や認識時点の違いにより生じます。ここで、認識時点の違いによって生じる差異は、後日、認識が認められる事実の発生等により解消します。

例えば、第１期に会計上で費用計上した貸倒引当金繰入は税務上で損金算入が認められなかったので、課税所得計算上、損金不算入として税引前当期純利益に対して加算しました。しかし、第２期に実際に貸倒れが生じたことで、税務上で損金として認められました。第２期では会計上は費用計上していませんが、税務上は損金として認められますので、課税所得計算上、損金算入として税引前当期純利益に対して減算します。

	第１期（差異発生）	**第２期（差異解消）**
会計上の仕訳	**貸倒引当金繰入 1,000** / 貸倒引当金 1,000	貸倒引当金 1,000 / 売掛金 1,000
税務上の仕訳	処理なし	**貸倒損失 1,000** / 売掛金 1,000
税務上の処理	会計上は費用計上しているが、税務上は損金とならないので、**損金不算入**として税引前当期純利益に対して**加算**	会計上は費用計上していないが、税務上は損金となるので、**損金算入**として税引前当期純利益に対して**減算**
課税所得の算定	会計上の利益 **＋ 損金不算入1,000** ＝ 税務上の課税所得	会計上の利益 **－ 損金算入1,000** ＝ 税務上の課税所得

例題　**法人税、住民税及び事業税の法定実効税率40%として、第1期及び第2期の法人税、住民税及び事業税の金額を答えなさい。**

①　第１期の決算において税引前当期純利益は400,000円計上している。しかし、売掛金に対して50,000円の貸倒引当金繰入を計上したが、そのうち10,000円は税務上損金に算入することが認められなかった。

②　第2期の決算において税引前当期純利益は500,000円計上している。前期において損金不算入とした貸倒引当金繰入10,000円について、対象となった売掛金が貸倒れたため、当期に損金に算入することが認められた。

①　第１期

課税所得：税引前当期純利益400,000

＋貸倒引当金繰入の損金不算入10,000＝410,000

法人税、住民税及び事業税：課税所得410,000×法定実効税率40%＝164,000

②　第２期

課税所得：税引前当期純利益500,000

－貸倒引当金繰入の損金不算入の解消（損金算入）10,000＝490,000

法人税、住民税及び事業税：課税所得490,000×法定実効税率40%＝196,000

（注）法定実効税率とは、課税所得を税額計算の標準とする法人税、住民税、事業税の各税率から計算される総合的な税率です。

税金等　問題

問題1　以下の取引に関して、仕訳を行いなさい。

①　法人税及び住民税について中間納付を行い、前期の業績にもとづいて220,000円を小切手を振り出して納付した。

②　決算にあたり、法人税等の当期充当額を900,000円計上する。なお、すでに法人税等の中間納付を300,000円行っている。

③　当社は得意先に商品を420,000円で販売し、消費税42,000円とともに現金で受け取った。なお、消費税の会計処理として税抜方式を採用している。

④　決算に際して、消費税の納付額を計算し、これを確定する。なお、当期の消費税仮払分は742,000円、消費税仮受分は990,000円であり、消費税の処理は税抜方式によっている。

⑤　当座預金口座に、XX社株式に関する配当金32,000円（源泉所得税20%控除後）の入金があった。

⑥　法人税、住民税及び事業税の法定実効税率40%として、当期の決算における法人税等に関する仕訳を行いなさい。なお、算出税額については、税法の規定により100円未満は切り捨てとする。

・当期において税引前当期純利益は800,000円計上している。

・前期の決算において、売掛金に対して20,000円の貸倒引当金を計上したが、そのうち5,000円は税務上損金に算入することが認められなかった。しかし、当期に対象となった売掛金が貸倒れたため、当期に損金に算入することが認められた。

・当期の決算において、売掛金に対して30,000円の貸倒引当金を計上したが、そのうち8,000円は税務上損金に算入することが認められなかった。

・当期の決算において、減価償却費の損金不算入額が70,000円あった。

・受取配当金の益金不算入額が24,600円あった。

・法人税等の中間納付200,000円を仮払法人税等勘定に計上している。

税金等　答案用紙

問題1

	借方科目	金　額	貸方科目	金　額
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				

税金等　解答解説

問題1　**解答**

	借方科目	金額	貸方科目	金額
①	仮払法人税等	220,000	当座預金	220,000
②	法人税等	900,000	仮払法人税等	300,000
			未払法人税等	600,000
③	現金	462,000	売上	420,000
			仮受消費税	42,000
④	仮受消費税	990,000	仮払消費税	742,000
			未払消費税	248,000
⑤	当座預金	32,000	受取配当金	40,000
	仮払法人税等	8,000		
⑥	法人税等	339,300	仮払法人税等税	200,000
			未払法人税等	139,300

問題1　**解説**

①　法人税等の中間納付は「仮払法人税等」勘定（資産）で処理します。

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
仮払法人税等	**220,000**	**当座預金**	**220,000**

②　法人税等の当期充当額は当期の法人税等の金額です。決算において未納額を「未払法人税等」勘定（負債）で処理します。

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
法人税等	**900,000**	**仮払法人税等**	**300,000**
		未払法人税等	**600,000**

③　税抜方式では受け取った消費税を「仮受消費税」勘定（負債）で処理します。

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
現金	**462,000**	**売上**	**420,000**
		仮受消費税	**42,000**

現金：売上420,000＋消費税42,000＝462,000

④　仮受消費税と仮払消費税の差額が未払の納付額であり、「未払消費税」勘定（負債）で処理します。

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
仮受消費税	**990,000**	**仮払消費税**	**742,000**
		未払消費税	**248,000**

⑤　配当金に関しては、所得税等が控除される前の金額で「受取配当金」勘定（営業外収益）で処理します。所得税等の金額は法人税等の前払いになりますので「仮払法人税等」勘定（資産）で処理します。

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
当座預金	**32,000**	**受取配当金**	**40,000**
仮払法人税等	**8,000**		

受取配当金：32,000÷(100%－20%)＝40,000

仮払法人税等：受取配当金40,000×20%＝8,000

⑥　税引前当期純利益に対して差異を加算・減算して、課税所得を算定します。その課税所得に実効税率を乗じて、法人税等の金額を算定します。

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
法人税等	**339,300**	**仮払法人税等税**	**200,000**
		未払法人税等	**139,300**

課税所得：税引前当期純利益800,000

－貸倒引当金の損金不算入の解消（損金算入）5,000

＋貸倒引当金の損金不算入8,000＋減価償却費の損金不算入70,000

－受取配当金の益金不算入24,600＝848,400

法人税等：課税所得848,400×法定実効税率40%

＝339,360 → 339,300（100円未満切り捨て）

未払法人税等：法人税等339,300－仮払法人税等200,000＝139,300